

人権教育・啓発関係府省庁連絡会議幹事会

2024/8/1

人権教育・啓発に関する基本計画におけるインターネット上の人権侵害に関する内容の見直しについて

曾我部真裕（京都大学）

sogabe@law.kyoto-u.ac.jp

1. 現行計画上の記載

(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、電子メールのような特定人間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者に向けた情報発信、電子掲示板を利用したネットニュースのような不特定多数の利用者間の反復的な情報の受発信等がある。いずれも発信者に匿名性があり、情報発信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることから、例えば、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現等の個人や集団にとって有害な情報の掲載、少年被疑者の実名・顔写真の掲載など、人権にかかわる問題が発生している。

憲法の保障する表現の自由に十分配慮すべきことは当然であるが、一般に許される限度を超えて他人の人権を侵害する悪質な事案に対しては、発信者が判明する場合は、同人に対する啓発を通じて侵害状況の排除に努め、また、発信者を特定できない場合は、プロバイダーに対して当該情報等の停止・削除を申し入れるなど、業界の自主規制を促すことにより個別的な対応を図っている。

こうした動向等を踏まえ、以下の取組を積極的に推進することとする。

① 一般のインターネット利用者やプロバイダー等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めることが肝要であり、そのため広く国民に対して啓発活動を推進する。（法務省）

② 学校においては、情報に関する教科において、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報化の進展が社会にもたらす影響について知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるための教育の充実を図る。（文部科学省）

29 2. 報告書における関係する主な記述

30 (2) インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した人権教
31 育・啓発（23 頁）

32 ア インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様の変化

33 インターネット上の人権侵害自体は古くから存在しており、主に電子掲示板における
34 誹謗中傷等が問題となっていた。その後、平成 22（2010）年前後頃から、情報の拡散力
35 が圧倒的に高いSNSが登場するとともに、スマートフォンの普及によって、多くの人が
36 いつでもインターネットを見ることができるよう環境が整備されたことにより、インターネッ
37 ト上の人権侵害の問題は急速に深刻化してきた。

38 令和 2 年、インターネット上で配信され、地上デジタルテレビ放送でも放映された番組
39 に出演していた女性が、SNS上での誹謗中傷を受けた後に自死した事案が発生し、我が
40 国でもインターネット上の人権侵害への対策の強化を求める声が高まった。政府において
41 も、こうした世論の高まりを受け、①令和 3（2021）年 4 月に「特定電気通信役務提供者
42 の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成 13 年法律第 137 号。
43 プロバイダ責任制限法）を改正し、発信者情報の開示手続をより簡易なものとした（令和
44 4 年 10 月施行）ほか、②「刑法」（明治 40 年法律第 45 号）を改正して侮辱罪の法定
45 刑を引き上げるなどの対応を行った。

46 これらの法整備に加え、総務省や法務省といった関係省庁等において、インターネット
47 上の人権侵害による被害に関する相談対応が強化されている。

48 他方、現行の基本計画においても、個別の人権課題の一つとして「インターネットによ
49 る人権侵害」が掲げられているが、その対象は、電子メールのほか、ホームページや電子
50 掲示板に関する記述があるのみで、基本計画策定後にスマートフォンが普及し、SNS等
51 を通じて情報が極めて短時間で広範囲に拡散するようになったこと等を踏まえた記載はさ
52 れていない。

53 イ 人権教育・啓発を行うに当たって必要な視点

54 インターネット上の人権侵害の問題については、法整備や相談対応の強化といった、い
55 わば対症療法的な対応が行われているが、各相談窓口等に寄せられる被害件数自体は高止
56 まりを続けており、抜本的な解決には至っていない。そのため、青少年を含め、全世代を
57 対象としたインターネット利用に関する教育・啓発は今後の重要な課題であるといえる。

現在でも、令和2年に政府において策定された「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動など、総務省、法務省及び文部科学省などが教育・啓発の取組を行っているところであるが、インターネット上の人権侵害は、不特定多数存在している加害者がいずれも匿名である上、必ずしも被害者への恨みなどの私的感情を背景として行われるものに限られず、社会的に非難され得る行為に及んだ人物に対し自身の「正義感」に基づいて行った言論が誹謗中傷に発展しているケースや、閲覧数を増加させて広告収入を得ることを目的としたケースなど、その動機には様々なものが存在するという特質を有しており、教育・啓発といっても、その対象の設定をどのように考えるべきかという問題をはらんでいる。そのため、現在のインターネット上の人権侵害の解消に向けた教育・啓発は、「被害者になった場合にどうすればよいか」ということに重点が置かれている状況にある。今後は、被害者にならないための留意点や被害者になった場合の対応の周知は継続しつつ、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発をどのように行っていくかということをやより一層検討し、実施していく必要がある。

また、インターネット上の人権侵害については、広く一般国民に向けた教育・啓発のみならず、誹謗中傷等の投稿を削除することができる立場にあるプロバイダ等の民間事業者による自主的取組の推奨も行われている。令和4年には、プロバイダ等によるインターネット上の誹謗中傷の投稿等の削除に関する業務に資するよう、その法的問題を整理した「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会」（主催：商事法務研究会）の取りまとめが公表された。また、最近では、インターネット上の暴力的な表現等について、独自のアルゴリズムやAIなどを用いて積極的に削除するなど自主的な取組を進めている事業者も出てくるなど、民間事業者側の意識にも変化が生じつつある。今後も、インターネット上の人権侵害を解消するためには、こうした民間事業者による自主的取組の推奨を継続することが重要である。

1 基本計画の見直しに当たっての観点について（31頁）

(2) インターネット・SNSの普及に伴う人権侵害の態様の変化とそれに対応した人権教育・啓発

青少年を含め、全世代を対象に、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害について、被

88 害者にならないための留意点や被害者になった場合の対応の周知を今後も継続して行うこ
89 と、加害者にならないための「責任ある情報発信」という観点からの教育・啓発について
90 より一層検討・実施していくことが必要である。

91 また、誹謗中傷等の投稿を削除することができる立場にあるプロバイダ等の民間事業者に
92 よる自主的な取組の勧奨を継続することも重要である。

94 (3) 課題横断的な問題の取扱い (38 頁)

95 ア 「インターネット上の人権侵害」の位置づけ

96 前章の「1 基本とすべき考え方」(2)でも指摘したとおり、基本計画策定後、スマート
97 フォンの普及やSNSの利用拡大に伴い、インターネット上の人権侵害の態様は大きく変
98 化している。現行の基本計画では、個別の人権課題として「インターネットによる人権侵
99 害」が掲げられているが、インターネット上の人権侵害は、その手段としてインターネッ
100 トが利用され、誹謗中傷やプライバシー侵害といった誰もが被害者となり得る事案が存在
101 する一方で、外国人やアイヌ民族など特定の属性の被害者に対する人権侵害として、ヘイ
102 トスピーチ等の差別的言動が問題となっている。このほか、インターネット上のいじめや
103 リベンジボロノ、特定の地域を同和地区と指摘する情報の問題もある。これらは、複数の
104 個別の人権課題に横断的にまたがる問題であるという点で、基本計画に掲げられている他
105 の課題とは異なる特質を有している。そのため、基本計画を見直すに当たっては、インタ
106 ーネット上の人権侵害の位置づけについて検討する必要がある。

107 本検討会では、基本計画を見直す場合は、その総論部分にインターネット上の人権侵害
108 に関する問題状況とそれを踏まえた対応について言及した上で、関連する個別の人権課題
109 の中でもインターネット上の人権侵害について触れる、という方法論が提示された一方
110 で、令和4年度に内閣府が実施した「人権擁護に関する世論調査」において、半数以上の
111 回答者が、関心のある人権課題として「インターネット上の誹謗中傷などの人権侵害」を
112 挙げているという現状を踏まえると、現行の基本計画のとおり、インターネット上の人権
113 侵害を個別の人権課題として維持しつつ、関連する別の人権課題に関する記載の中でもイ
114 ンターネット上の問題について取り上げるという方法が望ましいとの意見も出された。

115 いずれにしても、インターネット上の人権侵害が複数の個別の人権課題に関わる課題横
116 断的な問題であることを踏まえ、基本計画を見直す際には、それぞれの問題状況を踏まえ
117 た人権教育・啓発の在り方を示すことが重要である。

3. 現行計画見直しに向けて

(1) 現状認識について

- ・現行計画では8行目以下のような記載であるが、これに対して報告書では47行目以下のような指摘がされているが、妥当であり、基本計画に反映させるべき。

(2) 人権教育・啓発を行うに当たって必要な視点について

- ・現行計画では教育・啓発の内容についての記載がごく簡潔である(20行目以下)が、報告書では視点や観点が示されている(52行目以下、84行目以下)。それは、①全世代を対象とすること、②被害者になった場合の対応に加え、加害者にならないための「責任ある情報発信」の重要性、である。

- ・①②はいずれも重要であり、基本計画に盛り込むべき。

- ・その際、「責任ある情報発信」を行うためには、「感情に任せて発信しない」「面と向かって言えないようなことは発信しない」といったような従来言われてきたような点のほか、SNS上の情報はパーソナライズされており、自身の判断や感情は偏った情報に基づくものである可能性がある(フィルターバブルやエコーチェンバー現象)といった技術的な知識も伝達することも必要であり、技術やサービスの進化にあわせた内容にしなければならぬことも盛り込むべきである。

(3) 基本計画上の位置づけについて

- ・インターネット上の人権侵害は、現行計画では個別課題として位置づけられているが、他の個別課題においても、インターネットを通じてそれぞれの人権侵害が行われることも多いため、総論的な課題でもある(102-104行目)。

- ・これについて、106行目以下で基本計画上の位置づけについて複数の案が提示されている。他の個別課題は人的な集団単位で整理されているところ、インターネット上の誹謗中傷はそうではないため、誹謗中傷問題については個別課題として挙げる必要がある。他の個別課題については、それぞれの記載の中でインターネットを手段とするものについて触れる必要がある。さらに、総論的なところでインターネット上の人権侵害の特徴等について整理しておく必要がある。

(4) 他の教育啓発との整合性について

・インターネット上の人権侵害に多かれ少なかれ関係する教育啓発は、法務省のほか、総務省や文部科学省、警察庁、こども家庭庁（青少年関係）など、多くの場面で行われている。基本計画のあり方については、次に述べるような疑問もあるが、それは措くとしても、他省庁で行われる教育啓発との整合性を一定程度意識する必要があるのではないか。

・この点、例えば、報告書で今回強調されている責任ある情報発信については、やや新規の観点かもしれないが、整合性を意識する必要がある。そのため、現行計画では、個別の取組としては法務省と文部科学省のものしか挙がっていない（20-26 行目）が、まずはより網羅的に列挙したうえで、改定後の基本計画の方針を踏まえた取組を求めるよう記載する必要がある。

・ただ、インターネット上の人権侵害の状況の変化は早く、基本計画のレベルでどのように変化に対応していくのかは課題ではないか。

4. おわりに 基本計画とはなにか

・人権教育啓発法 7 条は、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」としており、基本計画は国全体の人権教育及び人権啓発に関するものであるはずである。

・しかし実際には、「基本計画自体が、国が推進する人権教育・啓発施策の中でも、特に文部科学省・法務省が中心となって取り組んでいる施策を主に取り上げているという実態」（報告書 37 頁）がある。

・こうした実態を克服し、基本計画で示した方針が各省での取組の指針となるようにして初めて、基本計画の意義が十全に発揮されるのではないか。